

令和 2 年 3 月 6 日  
都市整備部 建築課

## 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）の一部改正に伴い、江東区事務手数料条例の一部を改正するとともに規定の整備を行う（都市整備部関係手数料）。

### 2 改正の概要

建築物省エネ法の一部改正に伴い、複数建築物の計画における認定手数料の額の規定及び住棟評価方法の審査手数料の額を追加するとともに、所要の規定を整備する。（別表第 7、第 8 関係）

(1) 共同住宅等の省エネ性能評価に係る新たな住棟評価方法の導入に伴い、当該認定申請に係る審査手数料について規定する。

（別表第 8 関係）

(2) 複数建築物の計画における認定申請手数料等について規定する。

（別表第 8 備考関係）

(3) その他所要の規定整備を行う。

### 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行					改正案						
本則 (略)					本則 (略)						
別表第1～第6 (略)					別表第1～第6 (略)						
別表第7 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係)					別表第7 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係)						
(略)					(略)						
備考					備考						
1 共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。					1 共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。						
2 (略)					2 (略)						
別表第8 都市整備部関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係)					別表第8 都市整備部関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係)						
事務	手数料の名称及び額				徴収時期	事務	手数料の名称及び額				徴収時期
1～4 (略)	(略)				(略)	1～4 (略)	(略)				(略)
5 (略)	(略)	ア	(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をい	(略)	(略)	5 (略)	(略)	ア	(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準	(略)	(略)

う。)による場合

(1) 仕様基準 (省令第1条第1項第2号イ(2)及び(略))

をいう。)による場合

(1) モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1770円
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1910円
(2) 仕様基準 (省令第1条第1項第2号イ(3)及び(略))	(略)	(略)

同号ロ②  
に定める  
基準をい  
う。以下こ  
の表にお  
いて同  
じ。)によ  
る場合

イ (略)	(ア) (略)	i 性 能基 準 (省 令第 1条 第1 項第 2号 イ (1) 及び 同号 ロ (1) 又は 同項 第3 号に 定め る基 準を い う。) によ る場 合	(略)
----------	------------	---	-----

同号ロ③  
に定める  
基準をい  
う。以下こ  
の表にお  
いて同  
じ。)によ  
る場合

イ (略)	(ア) (略)	i 性 能基 準 (省 令第 1条 第1 項第 2号 イ (1) <u>i</u> ) 若し <u>くは</u> <u>(ii)</u> 及び 同号 ロ (1) 又は 同項 第3 号に 定め る基 準を い う。)	(略)
----------	------------	--	-----

による場合		
ii フ	当該	3
ロア	部分	3
入力	の床	1
法	面積	1
(省	の合	0
令第	計が	0
1条	30	円
第1	0平	
項第	方	
2号	メー	
イ	トル	
(2)(	未満	
ii)	のも	
及び	の	
同号	当該	5
ロ	部分	8
(2)	の床	1
に定	面積	0
める	の合	0
基準	計が	0
をい	30	円
う。)	0平	
によ	方	
る場	メー	
合	トル	
	以上	
	2,0	
	00	
	平方	
	メー	
	トル	
	未満	
	のも	

の	
当該部分の床面積の合計が	104,000
平方メートル以上	5,000
平方メートル未満のもの	
の	
当該部分の床面積の合計が	157,000
平方メートル以上	
のもの	
の	

ii 仕 (略)

iii 仕 (略)

			様 基 準 に よ る 場 合	
		(イ) (略)	(略)	
6 (略)	(略)			

備考

1～7 (略)

(加える)

(加える)

			様 基 準 に よ る 場 合	
		(イ) (略)	(略)	
6 (略)	(略)			

備考

1～7 (略)

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における一の建築物の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。）における一の建築物の額を合算した額とする。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下「性能向上計画認定」という。）された計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、別表第8の3の部に規定する手数料と同額とする。

	<p>(加える) <u>10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の建築物エネルギー適合性判定手数料の額は、別表第8の1の部(1)の項に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、性能向上計画認定と同じ場合に限る。</u></p>
	<p>(加える) <u>11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の計画変更に係る建築物エネルギー適合性判定手数料の額は、別表第8の2の部(1)の項に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、性能向上計画認定と同じ場合に限る。</u></p>
<p><u>8</u> (略)</p>	<p><u>12</u> (略)</p>
	<p>(加える) <u>13 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請又は建築物エネルギー消費基準適合認定申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</u></p>
	<p>(加える) <u>14 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費基準適合認定申請を行う場合の手数料の額は、当該認定申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>